

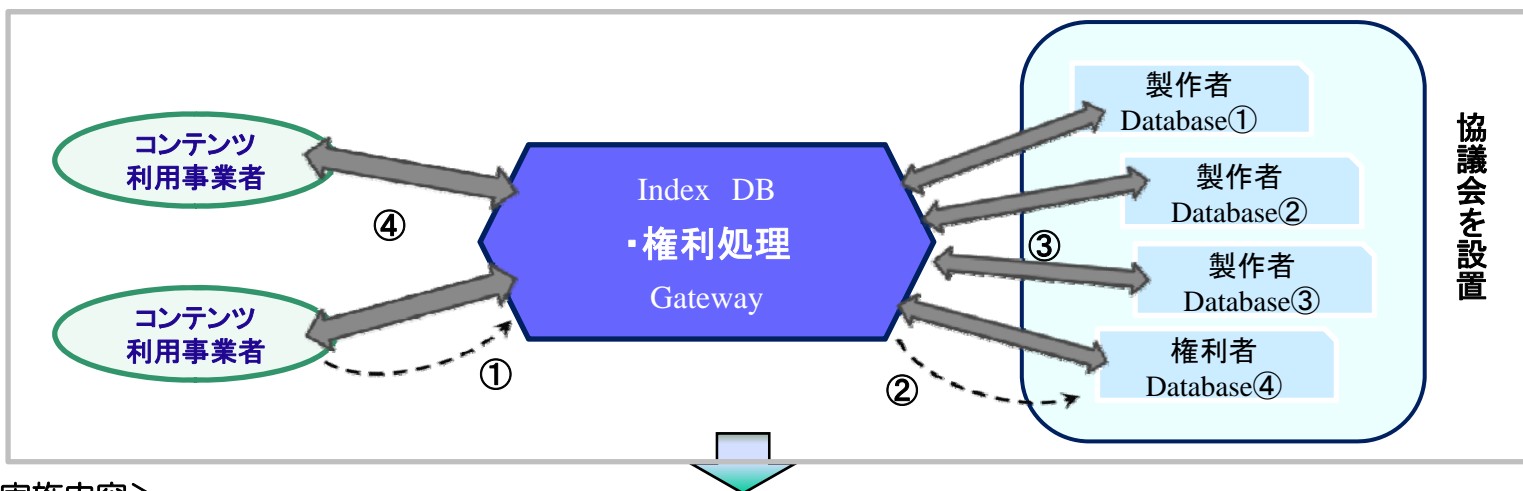
- 「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」  
第五次中間答申(平成20年6月27日 情報通信審議会)

## 番組製作者が製作・著作をもつコンテンツに関する取引市場データベースの構築

- ① 番組製作者が製作・著作をもつコンテンツに関するデータベースを構築。
- ② 現在複数の番組製作者が構築を進めているデータベースの特徴を尊重しつつ、既に権利者団体が構築しているデータベースを含めて、相互連携を進め、効率的なシステム構築を目指す。
- ③ 前提として、番組製作者の著作権帰属の取扱いが公正なルールの下に行われるよう、審議会として引き続き検証。

- ◆ 製作者向け、取引市場データベースの構築
- ◆ 公募トライアルの作品も含め、番組製作者から登録情報を収集・公開する取引市場データベースの機能について試行。

<データベースイメージ>



<実施内容>

開発事項: Interfaceの開発/ Gatewayの構築

検討事項: Databaseに必要なメタデータの抽出/ 公開範囲/ コスト負担

Databaseを持つ製作者等は、共通Gatewayへの接続などについて検討すべく協議会を設置

# 「コンテンツ取引市場形成に関する実証実験」 (実証実験項目)

## 平成20年度実証実験

- コンテンツ情報データベースへ登録する共通入力項目の選定
- コンテンツ情報データベースへのコンテンツ情報登録
- コンテンツ情報データベースのプロトタイプ構築・意見集約

### 【主な実証実験項目】

- ① 我が国におけるコンテンツの情報データベースの現状分析  
(放送コンテンツに関して、権利情報、作品情報、価値情報その他どのような情報が帰属することになるのか等を分析)
- ② 放送コンテンツの情報データ収集の手法の調査・分析  
(どのような主体からどのような情報を収集するのか、項目の精査、データベースの基礎となるデータの共通入力項目の策定等)
- ③ 放送コンテンツの情報データを集約するためのデータベースシステムの構築の調査・分析  
(コンテンツ利用者や投資家などデータベースを利用する者からのアクセスする際の仕組み、秘匿情報等へのアクセス制限などの仕組み等について分析・検討)
- ④ 効果的な実証に向けた条件、協力体制、運用の在り方等の調査・分析  
(実証・調査研究に参加する番組制作者、権利者、通信事業者、投資家、コンテンツ利用者等にとってメリットある実験手法、協力体制等に関する分析・検討)
- ⑤ 我が国における放送コンテンツデータベース構築による取引市場の形成、取引活性化に向けた方策の検討

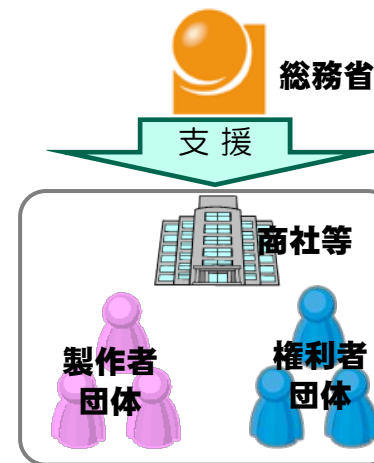
## 平成21年度実証実験

- 実利用ベースでの実証実験の実施
- 各データベースとのインターフェース機能の確立

### 【主な実証実験項目】

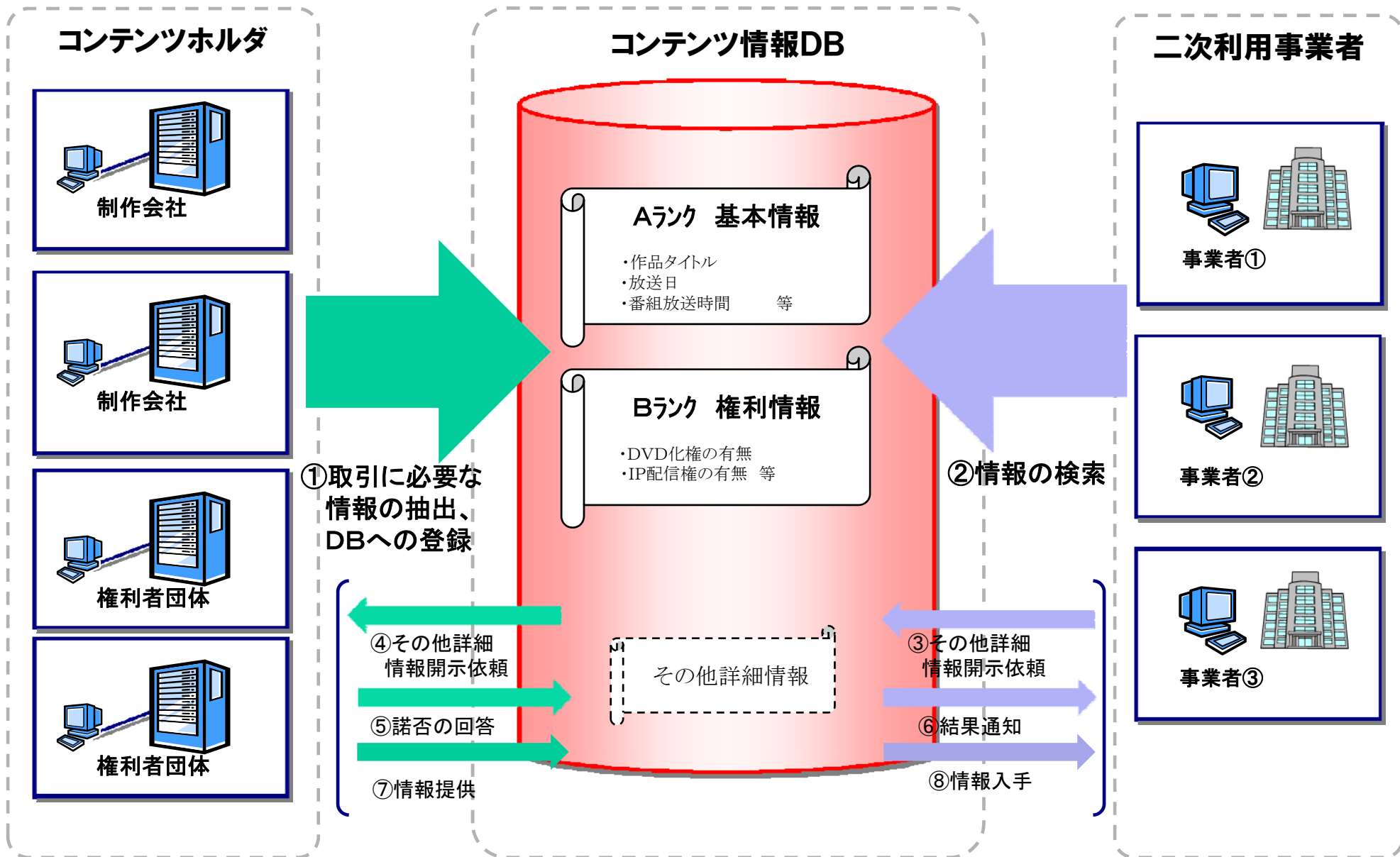
- ① データベースへの登録項目の精査  
(出演者情報、ギャラ、二次利用展開の権利許諾の範囲など、二次利用に必要不可欠となる権利情報集約項目の検証)
- ② 簡易データベースの構築  
(小規模事業者でも活用可能な簡易DBのインターフェース等の検討・開発共通フォーマットによるDBとの同期)
- ③ アクセス制限  
(インターネットを通じた限定的な公開手法の検討(段階的公開項目の検討、段階的アクセス制御))

### <実証実験体制>



【協議会を設立】  
入力項目協議  
入力支援等

# 「コンテンツ取引市場形成に関する実証実験」 (H20年度イメージ図)



# 「コンテンツ取引市場形成に関する実証実験」(情通審答申抜粋)

## ○ 「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」 第五次中間答申(平成20年6月27日 情報通信審議会) <抜粋>

### 第2章 コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて

#### 第3節 提言

#### II 民間主導のトライアルによる放送コンテンツ取引の促進取引の促進

##### (2) 放送コンテンツ取引促進に関する意見や評価等

##### ② 番組製作者が制作する放送コンテンツについて ii) コンテンツ取引の促進の在り方

上記 i) に示したように、番組製作者から提案のあった取引情報データベースの構築について、番組製作者からは国による一定の支援の必要性の指摘があったところであるが、この点についてどのように考えるか、審議が行われた。

当審議会としては、既に第四次中間答申において、放送コンテンツ取引を更に加速・推進して市場拡大を図る観点から、自ら資金とリスクを負担する意思のある多様な番組製作者が、マルチユースを予め想定しながら製作に取組、自己の判断で積極的にマルチユースを展開し得る枠組みの検討の必要性を指摘したところである。

以上の点及び前項までに示した各意見にかんがみ、取引情報データベースの構築に関する番組製作者の取組については、「コンテンツ市場拡大に向けた効果を検証するためのトライアル」と位置づけ、以下の点に留置しつつ、国として一定の支援を実施していくことが必要であると考える。

1) 既に複数の番組製作者がデータベース構築に取り組んでいるのが現状であるため、それぞれのデータベースの特徴を尊重しつつ、権利者団体が構築しているデータベースを含めて、相互の連携が進み、結果として放送コンテンツの二次利用に寄与するよう支援の枠組みについて留意すべきではないか。

また昨年当審議会において答申した実証実験と同様、実験の枠組みや進捗状況等については透明かつオープンに進めるべきであり、適宜審議会の場に報告し、検証を行うことが必要と考える。

#### III 今後の検討について

今回の審議結果を踏まえ、放送コンテンツの取引促進に向けて講ずべき具体策について、当審議会としての考え方は、概ね以上のとおりである。

以上で述べたことに関し、再度要点を下記に示して内容を確認するとともに、今後の検討の進め方を示して、今回の中間答申の結びとする。

##### (1) 放送コンテンツの取引・マルチユースの促進に向けた三つのトライアル

放送コンテンツの取引促進については、まずは民間主導による、以下の三つの取組を促進することとし、政府は、「コンテンツ取引促進の効果を検証するトライアル」と位置づけ、所要の支援を行うとともに、当該トライアルの効果を検証していくべきである。

##### ① 番組製作者が著作権情報等を保有する放送コンテンツについて、取引情報データベースの構築に取り組むこと

番組製作者が自らリスクとコストを負担して、自らが著作権情報等を保有する放送コンテンツについて、取引情報データベースを構築していく取組について、国としても一定の支援を実施していく。さらに、当該取組については、より効果的、効率的な情報の集約、マルチユース展開を目指し、権利者が独自に構築しようとしているデータベースとの連携を図ることも必要である。また、当該データベースの構築にあたっての前提として、放送コンテンツの番組製作者への著作権帰属の取扱いが公正なルールの下で行われることが求められる。